

# 新冠町地域防災計画

## 第 3 章

### 災害情報通信計画

### 第3章 災害情報通信計画

災害発生直後から、効果的な応急対策を実施するためには、正確かつ迅速に被害情報を把握することが必要である。

#### 第1 被害情報等の収集・伝達計画

災害が発生したとき又は発生するおそれのある場合の住民や関係機関に対する情報の収集伝達及び災害発生直後から効果的な応急対策を実施するため必要となる被害状況の収集、調査及び報告については、次のとおりとする。

項目	内容	担当
災害情報等の収集及び伝達	・連絡体制の確立 ・災害等の内容及び通報の時期	情報班、総務班、各班
被害状況調査	・災害直後の被害状況の把握 ・初期活動期の被害調査 ・応急活動期の被害調査 ・被害状況の取りまとめ	総務班、各班
被害情報の報告	・道(日高振興局)への被害の報告 ・関係機関への被害の伝達	総務班

#### 1 災害情報等の連絡体制の確立

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を日高振興局長に報告するものとする。
- (2) 町長は災害情報等の連絡体制を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備する。  
災害情報等連絡責任者は総務課長とする。
- (3) 町は、災害により孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

#### 2 災害等の内容及び通報の時期

##### (1) 道への通報

町は、発災後の情報等について、次により道（防災消防課）に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、また、応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・被害状況が確定したとき

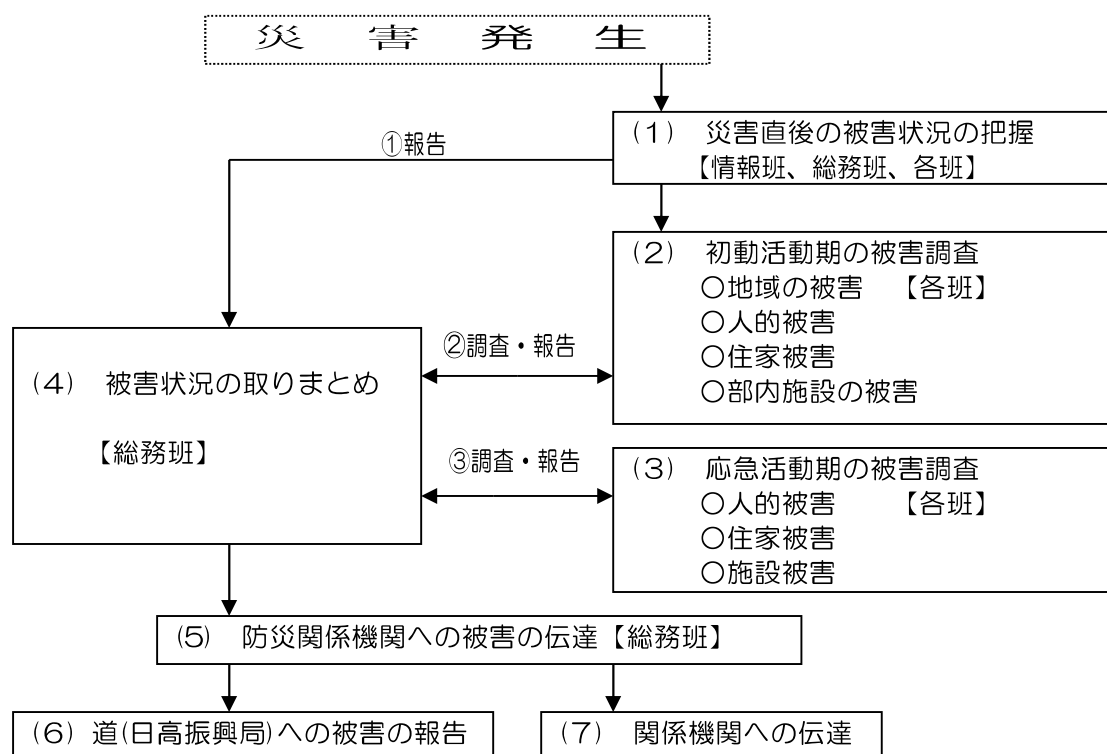
##### (2) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

### 3 被害の情報収集・伝達・報告

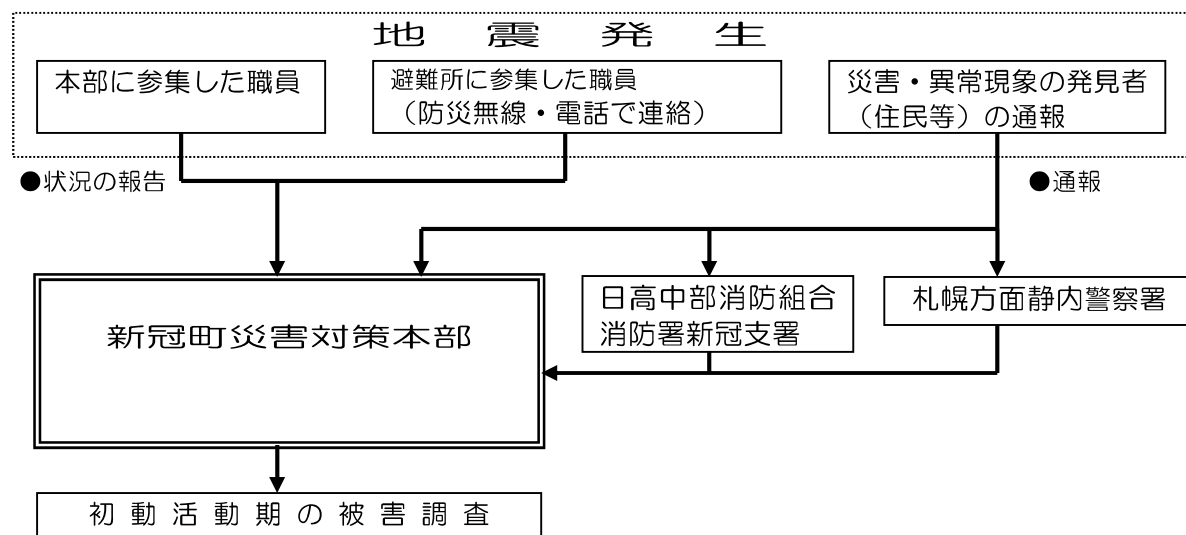
〈 被害情報の収集・伝達・報告の流れ 〉



#### (1) 災害直後の被害状況の把握

災害が発生し、又は発生するおそれのある異状な現象を発見した場合、以下の連絡系統で被害の状況を把握する。

〈 災害発生直後の連絡系統 〉



## (2) 初動活動期の被害調査

### ア 調査の流れ

初動活動期の被害調査は、担当各班より調査班を編成して派遣するほか、職員の見聞情報を収集し、総務班に報告する。

調査担当班	調査の方法		報告先
各担当班	担当区域に派遣		総務班
	勤務時間内	初動活動期中に見聞きしてきた内容	
	勤務時間外	職員が参集する際に見聞きしてきた内容	

### イ 調査の内容

初動活動期の被害状況の調査内容は、次のとおりとする。

- 人、住家被害
- 公立施設被害
- 農業、土木、商工、林業、水産被害

### ウ 調査の報告

初動活動期の調査事項は、急を要する場合は、口頭、電話又は防災無線等で総務班へ報告し、その後、文書により速やかに報告する。



世帯人員の状況						
人員	続柄	氏 名		年齢	性別	職 業
1					男・女	
2					男・女	
3					男・女	
4					男・女	
5					男・女	
6					男・女	
7					男・女	
8					男・女	
9					男・女	
10					男・女	
家 財 の 被 害	品 名	数量	被 害 金 額	品 名	数量	被 害 金 額
	和 ダ ンス					
	整 理 ダ ンス					
	洋 服 ダ ンス					
	鏡 台					
	本 棚					
	食 器 棚					
	げ た 箱					
	照 明 器 具					
	じゅうたん					
	石 油 ス ト ー ブ					
	冷 蔵 庫					
	洗 濯 機					
	テ レ ビ					
	ス テ レ オ					
時 計						
障 子						

\*上記品名以外は、追加して記入して下さい。

[連絡先:新冠町総務課 TEL:(0146)47-2111]

### (3) 応急活動期の被害調査

#### ア 調査の流れ

応急活動期の被害調査は、各部門を所管する班が実施し、各部において取りまとめる。

#### イ 調査内容

応急活動期は、各班が所管する事項について、詳細な被害状況の調査を行う。

#### ウ 調査の報告

応急活動期の調査結果は、総務班に報告する。

### (4) 被害情報の取りまとめ

総務班は、各班が調査した情報を次の点に留意して、「被害報告」に取りまとめる。

活 動 期	留 意 点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害の全体像の把握</li><li>・ 現在の被害状況の把握</li><li>・ 未確認情報の把握</li></ul>
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 町全体の被害の状況</li><li>・ 被害の詳細な内容の整理</li></ul>

### (5) 関係機関への被害の伝達

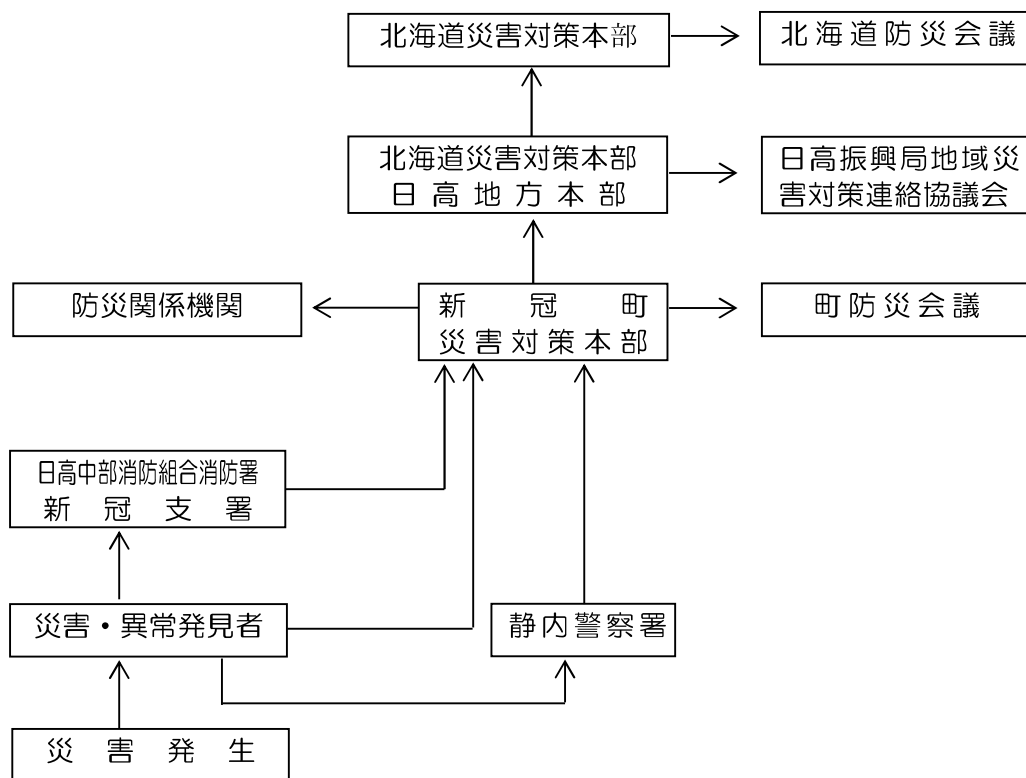
総務班は、被害報告を取りまとめ後、直ちに関係機関へ通報する。

#### 〈 通報先 〉

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日高振興局地域創生部危機対策室</li><li>・ 消防機関</li><li>・ 札幌方面静内警察署</li><li>・ その他の関係機関</li></ul>
---

(6) 北海道（日高振興局）への被害の報告

〈 道への連絡系統 〉



総務班は、災害情報及び被害状況を北海道の定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、北海道（日高振興局）に報告する。ただし、通信等の途絶等により北海道（日高振興局）に報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）に報告する。

ア 報告の対象

災害情報等の報告の対象は概ね次に掲げるものとする。

- (ア) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (ウ) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (エ) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町内においては軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの
- (カ) その他特に示唆があった災害

イ 報告の種類

北海道（日高振興局）への報告様式には、「災害情報」及び「被害状況報告（速報・中間・最終）」の2種類がある。



〈 報告の内容及び方法 〉

報告の種類		報告の内容	報告の方法	報告先
災害情報		災害の経過に応じ、逐次報告	メール 又は 電話等	日高振興局 地域創生部 危機対策室
被害状況報告	速報	被害発生後、直ちに件数のみ報告		
	中間報告	被害状況が判明次第、報告 報告内容が変化した場合 →その都度報告		
最終報告		応急措置完了後、15日以内に報告	文書	

ウ 被害状況の判断基準

被害状況の判断基準は、北海道の「被害状況の判断基準」に基づくものとする。

(7) 消防庁への報告

町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は、一定規模以上の災害ではなくても、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

〈 「直接即報基準」に該当する火災・災害 〉

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災</li> <li>・ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故</li> <li>・ 危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故</li> <li>・ 原子力災害</li> <li>・ 死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故</li> <li>・ 震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない。）</li> </ul>
---

〈 消防庁への報告 〉

回線 \ 区分	平日（9:30～17:45） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線	7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537(FAX)	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789(FAX)

(注) 地域衛星通信ネットワーク欄の「TN」とは：市町村の内線電話機から発信する時のアクセス特番（市町村ごとに設定されている。）

## 第2 災害通信計画

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株) (以下、「NTT」と言う。)等の公衆通信設備や防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

項目	内容	担当
災害通信手段の確保	・災害時優先電話による通信 ・非常・緊急扱い通信 ・電報による通信 ・公衆通信設備以外の通信 ・通信途絶時の措置	総務班

### 1 災害時優先電話による通信

NTTの「災害時優先電話」により関係機関に通報する。

設置場所	電話番号	備考
新冠町役場	0146-47-2497 0146-47-2114	◎非常・緊急扱い通話用に指定

### 2 非常・緊急扱い通信

「災害時優先電話」が繋がりにくい場合は、NTTに対し、「非常」又は「緊急」の旨を告げて優先的通話を請求し、関係機関等に通報するものとする。

#### (1) 非常扱いの通話（一般の通話及び緊急扱いの通話より優先される）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話。

#### (2) 緊急扱いの通話

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話。

#### (3) 非常・緊急通話の利用方法

- ① 102番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。
- ② NTTコミュニケータがでたら
  - ア 「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。
  - イ 予め指定した登録電話番号と機関名を告げる。
  - ウ 通話先の電話番号を告げる。
  - エ 通話内容を告げる。
- ③ NTTコミュニケータが一度切って待つよう案内する。
- ④ 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

#### (4) 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める通信内容、機関等

ア 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疾病、交通機関の重大な事故その人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（アの8項に掲げるものを除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体の機関（アの表、本表1～4（2）に掲げるものを除く）相互間

### 3 電報による通信

### (1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

### (2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は、緊急扱いの電報より優先する。

### (3) 非常・緊急通話の利用方法

- |                                    |
|------------------------------------|
| ① 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。 |
| ② NTTコミュニケータがでたら                   |
| ア 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。           |
| イ 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。        |
| ウ 届け先、通信文等を申し出る。                   |

### (4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱い通話と同じ

## 4 公衆通信設備以外の通信

NTT一般加入電話等通常の通信手段に障害が発生した場合には、次に掲げる機関の専用通信系統の活用により通信の確保を図る。

種 類	設 置 場 所
北海道総合行政情報ネットワークシステム	新冠町役場
新冠町防災行政無線（固定系）	新冠町役場
新冠町防災行政無線（移動系）	新冠町役場
警察無線	新冠駐在所・節婦駐在所・朝日駐在所
消防無線	日高中部消防組合消防署新冠支署
北海道電力株式会社の専用電話	北海道電力(株) 静内水力センター・静内電力センター・静内営業所 (ダム・発電所・変電所)

## 5 通信途絶時における措置

1から4に掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、自動車の利用又は徒歩連絡等臨機の措置を講じるものとする。